第36回グリーンエネルギーCO2削減相当量認証 認証委員会 議事要旨

グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会事務局

日時:令和5年6月6日(火)11:00~11:40

場所:オンライン開催

出席委員:秋澤委員長、浅野委員、村井委員、伊原委員、山井委員

1. 挨拶

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室長から挨拶。

2. 委員の紹介

事務局から認証委員会メンバーについて報告。

(事務局)前委員会で山地委員長が退任された。そのため、グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度運営規則に則り、委員の互選により、秋澤委員を新しい委員長と 選任することでよろしいか。

(一同) 異議なし。

(事務局)本日ご欠席の芦名委員より、書面にて承認との回答をいただいているため、運営規則の規定に則り、審議に反映させて頂く。

3. グリーンエネルギーCO2 削減計画変更申請 関係について(資料 $1-1\sim1-3$) 事務局から資料 $1-1\sim1-3$ に基づき、グリーンエネルギーCO2 削減計画変更申請 関係について説明し、承認いただいた。

(一同) 説明内容に関して異議なし。

(秋澤委員長)本日ご欠席の芦名委員より、書面にて承認との回答をいただいている ため、運営規則の規定に則り、審議に反映させて頂く。

4. グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証申請 関係について(資料2-1~2-3) 事務局から資料2-1~2-3に基づき、グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証申 請関係について説明し、承認いただいた。

(一同) 説明内容に関して異議なし。

(秋澤委員長) 本日ご欠席の芦名委員より、書面にて承認との回答をいただいている

ため、運営規則の規定に則り、審議に反映させて頂く。

5. 改正省エネ法施行に伴う本制度における対応の事前説明(資料3)

事務局から資料3に基づき、改正省エネ法への対応について説明。2024年6月末または7月末の定期報告より、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度にて認証されたCO2削減相当量価値の換算元となる電力量、熱量についても報告対象となることから、本制度において認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量(tCO2)に紐づく非化石エネルギーの使用量(GJ・kWh)を、本制度の認証通知書や償却通知書へ参考併記することご説明し、以下質疑の後、承認を頂いた。

(事務局)省エネ法における非化石エネルギー使用量の報告単位は、GJまたは、kWhとなる。そのため、事業者の利便性等を考慮し、グリーンエネルギーCO2認証相当量(tCO2)を非化石エネルギー使用量(GJまたはkWh)へ換算し、当制度の認証通知書と償却通知書へ参考併記したいと考えている。

tCO2 から GJ または kWh への換算にあたり小数点以下の端数部分の取り扱いについては、事務局で整理中のため、整理でき次第諮りたいと考えている。

(秋澤委員長) 論点は、認証通知書と償却通知書に変更を加えるという点になる。

(浅野委員)報告方法について異議はない。tCO2からGJまたはkWhへの換算における小数点以下の取り扱いについては、省エネ法の報告と整合をとれば問題ないと考える。グリーンエネルギーCO2削減相当量は有効数字が多いので、省エネ法の数字を四捨五入することになるのではと考えている。

(秋澤委員長)その他異議なく、本日ご欠席の芦名委員より、書面にて承認との回答 をいただいているため、運営規則の規定に則り、審議に反映させて頂く。

6. グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 今後のスケジュールについて (資料 4)

事務局から資料4に基づき、今後のスケジュールについて説明。

以上